資料22

子ども家庭部保育課
平成26年3月27日

小金井市公立保育園運営協議会　工程表（26年度まで）

	平成25年度					平成26年度											
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運営協議会開催日	12日 19:30	18日 19:30	22日 19:30	18日 19:30	27日 19:30												
回　数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
○協議事項（柱）																	
1　公立保育園を取り巻く環境について	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━
(1)総合的見直しについて																	
①現状																	
②課題																	
③対応																	
④役割																	
⑤運営方式の見直し																	
⑥財政効果																	
(2)子ども・子育て支援新制度について																	
(3)その他																	
2　保育サービス（の質）の現状確認及び評価			━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━
(0)保育理念																	
①子どもへの支援と親への支援																	
（要保護児童・要支援家庭の支援）																	
②保育と教育																	
③保育義務と保育サービス																	
④地域との連携（民間保育園との連携・地域の子育て支援の拠点）																	
(1)日常保育																	
0、1、2歳児、3～5歳児（異年齢保育）																	
園庭の活用、地域の公園等の活用方法について																	
室内保育（雨の日を含む）について（おもちゃ、音楽）																	
食事、おやつ、食育																	
アレルギー対応																	
排泄、着脱、睡眠																	
健康管理（看護師の役割）																	
(2)行事																	
プレーデー、秋祭り、誕生会、遠足、プールなどなど																	
(3)障がい児保育																	
(4)施設について																	
(5)保育士体制について																	
(6)父母・父母会とのコミュニケーションについて																	
(7)地域・学校・民間園との交流について																	
(8)災害時の対応について																	
(9)第三者評価結果について																	
3　保護者が求める保育事業（保育ニーズ）			━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━
(1)待機児童解消																	
(2)病児・病後児保育																	
(3)時間延長・休日保育、一時保育、セキュリティ、保育料、障害児保育																	
(4)その他（五園連で出している項目等）																	
（中間報告）																	
4　公立保育園のあるべき姿について						━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━
(1)役割																	
(2)待機児童解消																	
(2)病児・病後児保育																	
5　当面すぐにでも改善できる事の検討・実施	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━
6　報告書の作成																	
○　現場見学（公設公営・公設民営・民設民営）									━	◆･･							
（○　起草委員会）																	
○　意見聴取等																	
(1)運営協議会の広報等（随時）			━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━
(2)文書による意見の受付（常時）			━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━
(3)父母へのアンケートの実施									━	◆							
(5)父母向け意見交換会																	
（(4)市民へのアンケートの実施）((7)市民説明会）																	